

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第191号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、同条第10項の表山科区役所福祉部福祉介護課の項中「同部支援保護課」を「同部支援課」に改め、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 理財局税務部収納対策課担当課長補佐及び担当係長は、その職にある間、辞令を用いることなく、すべての区役所又は区役所支所の区民部納税課及び京北出張所の職員に兼職されたものとみなす。

第2条第13項各号列記以外の部分中「前条第13項」を「前条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「前条第12項」を「前条第13項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「前条第11項」を「前条第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「前条第10項」を「前条第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 前条第10項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

(1) 市税に係る徴収金（市税に係る過料を含む。以下同じ。）の徴収（市税の減免に

関することを除く。) に関する事。

- (2) 市税に係る徴収金の滞納処分に関する事。
- (3) 市税に係る徴収金の囑託及び諸団体等の徴収金の受託に関する事。
- (4) 市税に係る徴収金の欠損処分に関する事。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)